

課題と今後の方向性(たたき台)

- ◎ 課題認識や問題意識の持ち方など、児童福祉部会の議論を反映しているか
- ◎ 5つの方向性の設定は適切か

- 重大な子どもの権利侵害である児童虐待については、増加の一途。
その予防や早期発見、子どもの安全の迅速な確保、子どもや家庭への介入と支援などの取組の充実が急務である。
- 令和元年6月には、札幌市中央区において死亡事案が発生。
この事案に対する「札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会」による検証報告書(以下「検証報告書」という。)において、支援経過に係る課題を踏まえた提言を受けている。
これまでの検証報告での課題も踏まえ、札幌市として継続的かつ確実に改善に取り組み、市民の信頼を回復することが極めて重要である。

【検証報告書での課題を踏まえた提言】(目指されるべき枠組み)

- (1) 区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
 - (2) 母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性
 - (3) アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
 - (4) 児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
 - (5) 専門的力量的職員を育成する体制の構築
 - (6) 思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性
 - (7) 過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性
- また、児童福祉法・児童虐待防止法等の改正により、新たに位置付けられた、あるいは明確化された事項に対応し、計画的に取組を進める必要がある。

【主なもの】

- ・子どもが権利の主体、子どもの最善の利益の実現
- ・子どもの家庭養育優先原則
- ・市町村及び児童相談所の体制強化
- ・体罰禁止の法定化
- ・関係機関の連携強化

- 併せて、これまで、第2次児童相談体制強化プランの取組を進める中で、浮かび上がった具体の課題についても解決に向けた取組を進める。

【主なもの】

- ・ 妊娠期から出産・育児期までの切れ目のない支援体制の強化
 - ・ 児童虐待につながる可能性がある妊婦や親子を早期に把握し、関係機関と連携を図り適切に支援すること
 - ・ 継続的な支援が必要な子どもや家族を地域で支えるため、地域における相談支援機能の強化と地域資源の充実
 - ・ 子どもの状況に応じた一時保護ができるよう、一時保護の定員や委託先を確保すること
 - ・ 子どもができる限り家庭で健やかに養育されるよう、保護者支援や親子関係の再構築支援の充実
 - ・ 社会的養護を必要とする子どもに対応した、札幌市内での社会的養護の受け皿の拡充
 - ・ 社会的養護の子どもの自立に向けた支援の充実
- これら課題については、重なるものや相互に関連するものが多いことから、以下のとおり、札幌市の児童相談体制に関する課題を整理し、解決するための5つの方向性としてとりまとめた。

【方向性1】 子どもの権利擁護

- 札幌市では、児童の権利に関する条約が保証する子どもの権利を具体的に保障し、子どもの最善の利益を実現するための権利条例を定め、子どもの健やかな成長を支える様々な施策を進めているが、子どもの権利を侵害する児童虐待について、その件数は増加傾向にあり、重篤な虐待事案も発生。
- 権利侵害に至らないよう、体罰によらない子育ての周知啓発や児童虐待の発生予防に向け取り組む。
- 当事者である子どもの意見や意思を尊重し、子どもがその意見等を表明しやすい環境や、権利の侵害があったと感じたときに相談できる環境を整える。

具体的取組

- ◆児童虐待に係る周知啓発
 - ◆子どもの権利ノート、意見箱の活用
 - ◇子どもへの説明や意見聴取の手法など権利擁護に関する研修
 - ◇子どもの意見を聞く場の設定
 - ～児童福祉審議会(子ども・子育て会議処遇部会など)の活用に向けた検討
 - ～社会的養護経験者からのヒアリング
- ※ ◇：新規取組
◆：継続的取組、取組拡充など

【方向性2】 地域における相談支援体制の強化

- 支援や見守りが必要な子どもや家庭が、住み慣れた地域で暮らしながら、子どもの安全や安心を確保するためには、ソーシャルワーク機能を備えた身近な地域の相談機関において、継続的に支援等が受けられる体制が重要。
- 乳幼児健診などの母子保健事業や子育て支援等を担い、家庭児童相談室が設置されている各区保健センターに、「子ども家庭総合支援拠点」の機能を位置付け、体制を強化。
- 各区保健センターにすでに位置付けられている「子育て世代包括支援センター」と一体的に支援が行えるよう連携と協働を深める。
- 包括的な支援を行うため、要対協機能を活かした情報共有や、家庭児童相談室による進行管理などを進め、要対協の機能強化を図る。

具体的取組

- ◆各区の家庭児童相談室の機能・体制強化
- ◇各区保健センターに、「子ども家庭総合支援拠点」の機能を位置付け
- ◆母子保健相談体制（「子育て世代包括支援センター」）の強化
- ◆要対協の機能強化
 - ～要対協を活用した効果的な情報共有、進行管理の検討・実施
 - ～機関連携の推進
 - ～各区役所と児童相談所の連携強化

【方向性3】 専門的相談支援体制の強化

- 児童福祉法の改正や、国の児童虐待防止対策体制総合強化プランを踏まえ、休日夜間を問わず通告が寄せられ、増加している児童虐待事案に対応できるよう児童福祉司等の児童相談所職員の計画的な配置を行い、体制強化を図る。
- 児童相談所職員の専門性確保・向上を図るため、専門的な力量を持つ職員を採用、育成、配置できるキャリア形成や体制のあり方について検討を進めるとともに、体系的な研修による人材育成を行う。
- 組織的専門性の向上に向け、介入と支援のそれぞれに対応した体制の強化、進管理やアセスメントの見直しの徹底などに取り組む。
- 虐待通告件数や相談件数は年々増加しており、初期調査、各家庭への訪問支援、各区及び関係機関との連携強化並びに市民の利便性の向上において、アクセス性の重要度が高くなってきている。また、一時保護需要の高まりに伴い、一時保護所の定員拡充が必要なことなどから、児童相談所を現在の1所体制から2所体制にするため、(仮称)第二児童相談所を開設に向けて整備を進める。

具体的取組

- ◆児童福祉司など専門職員の計画的な配置
- ◆介入と支援に対応した体制の確立
 - ～休日・夜間を含めた初期調査体制の確立、警察との連携強化
 - ～医師、保健師、弁護士などによるスーパーバイズ
- ◆体系的な研修の計画と実施
- ◆アセスメントシートの活用や進管理の徹底
- ◇専門的な力量を持つ職員を採用、育成、配置できるキャリア形成や体制のあり方検討
- ◇(仮称)第二児童相談所の整備
- ◇仮設一時保護所の設置
- ◇児童相談所と各区の連携強化、区支援機能の構築
- ◇児童相談所(一時保護所を含む)の自己点検の実施、外部評価の検討推進

【方向性4】 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実

- 札幌市においても18歳未満の子どもの人口が減少する局面となっているものの、社会的養護を必要とする子どもの数は、当面増加傾向で推移することが予想され、今後は、施設や里親などで養育されている子どもが、親子関係再構築に向けた家庭復帰支援を受けることが増えるため、札幌市内において社会的養護の受け皿を確保することが重要。
- 里親委託の推進に向け、民間フォスタリング機関を設置するなど包括的な里親支援体制を構築していく。
- 乳児院や児童養護施設は、施設として培った専門性を活かし機能強化を図るため、小規模かつ地域分散化、児童家庭支援センター増設などの在宅支援機能強化や一時保護機能の拡充を行う。
- 社会的養護を受ける子どもが社会で自立していけるよう支援。

具体的取組

- ◆里親委託の推進
 - ◇民間フォスタリング機関設置等による包括的な里親支援体制の構築
- ◆児童家庭支援センターの増設
- ◆施設の小規模かつ地域分散化、在宅支援機能強化、一時保護機能拡充
- ◆社会的養護自立支援事業等による支援

【方向性5】 関係機関との連携・支援の強化

- 児童虐待事案の背景にあつては、子ども、保護者あるいは家庭が複合的な困難や課題を抱えていることが珍しくない。
- 各個別の機関においては、その機関の担当する分野からの困難や課題にしか対応できないことも多く、その解決に向け、効果的に支援を行うためには、要対協を中心として関係機関が有機的に連携して包括的に対応することが必要。
- これまで取り組んできた各関係機関との連携強化をさらに進め、認可外を含めた保育施設や学校、医療機関、障がい福祉サービス事業者、DV相談担当などとの連携強化に取り組む。
- 既存の制度では十分にカバーされていない、思春期・若年期の女性などへの支援のあり方について検討を進める。

具体的取組

- ◆児童虐待防止ハンドブックの活用
 - ～ハンドブック(ダイジェスト版を含め)の配布や説明会の開催
- ◆関係機関との合同研修の実施
- ◆DV相談窓口との連携強化
- ◇思春期・若年期の女性への支援のあり方についての調査、検討の実施